

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年8月6日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
鉄小学校 換気扇枠不良修繕
- 2 履行場所
横浜市青葉区鉄町427
横浜市立鉄小学校
- 3 契約日
令和7年5月2日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年8月31日
- 5 契約金額
998,800円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
4階西側女子トイレの換気扇フードが落下しそうになっているのを保護者が発見。
28日（月）に保護者から教職員へ伝わり、確認したところ、換気扇フードの木枠が腐食劣化し、4箇所止めてあったビスのうち3箇所がとれていた。落下すると児童等歩行者に直撃する恐れがあり大変危険であることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
教育委員会事務局教育施設課